

○小牧市学校給食用物資選定委員会設置要綱

平成10年4月1日

施行

(設置)

第1条 小牧市学校給食における給食用物資（以下「物資」という。）の購入に当たり、安価で良質な物資を選定するため、小牧市学校給食用物資選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 選定委員会は、次に掲げる12人以内の委員をもって構成する。

- (1) 知識経験者
- (2) 教育部次長
- (3) 小学校及び中学校の校長代表
- (4) 小学校及び中学校のPTA代表
- (5) 小学校及び中学校の給食主任代表
- (6) 栄養教諭又は学校栄養職員代表
- (7) 学校給食課長

2 委員は、小牧市教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 選定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(選定方法)

第6条 物資の選定は、あらかじめ指定された物資の規格に応じ、指定業者から提出された物資の見本と価格に基づき、品質の良否及び大小、価格の高低等によって行う。ただし、選定委員会が物資の見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、物資の選定に当たり、必要と認める者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第8条 選定委員会の事務局は、小牧教育委員会事務局学校給食課に置く。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 小牧市東部学校給食センターに関する給食用物資選定委員会要綱（昭和60年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。